



# ケアプランに 新たな検証制度導入

## ～どう向き合う 新プラン検証～

2022年1月14日金 時間/14:00-16:30

### プログラム

受付／13:30～

14:00～	主催者挨拶
14:05～	<b>居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証</b>
《講演1》	〈講師〉厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 人材研修係長 <b>原 雄亮氏</b>
14:35～	<b>高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検</b>
《講演2》	〈講師〉厚生労働省 老健局 高齢者支援課 高齢者居住支援係 係長 <b>佐藤 幸氏</b>
15:00～	<b>質疑応答</b>
15:30～	<b>デジタル化を踏まえた介護現場の文書負担軽減、生産性向上</b>
《講演3》	〈講師〉厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 課長補佐 <b>秋山 仁氏</b>
16:15～	<b>質疑応答</b>
16:30～	セミナー終了

開催形式 ZOOMウェビナー（マイクオフ・カメラオフでご参加いただけます）

申込方法 右のQRコードまたは下記URLのフォームより必要事項を記入してお申込みください。  
<https://forms.gle/TD7b1nVcirUfZu3d7>

申込期限 2022年1月11日(火) 18:00まで

### 参加方法

ZOOMを活用したウェブセミナーとなります。

パソコン、タブレットの他、スマートフォンからもご参加いただけます。ZOOMをご使用いただくにはインターネット環境が必要となります。

ZOOMの使用方法は、右のQRコードからマニュアルページをご覧ください▶



## 開催の趣旨

居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証については、2月からデータ抽出による検証をおこない、抽出データにもとづいて事業所を特定しケアプラン検証をおこなうことが実施されます。

この事業に先だって居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証について、行政説明をしていただきます。各保険者にて、高齢者向け住まい等ケアプラン点検による保険者の実地指導が開始されます。老健局高齢者支援課の担当官に行政説明をしていただきます。

文書削減と生産性向上については、ICT導入支援事業や、文書削減による効率化とケアプランデータの連携など電子的方法による情報交換について検討がすすんでおります。

この度、厚生労働省の担当の課長補佐より行政説明をいただきます。

	居宅介護支援事業所単位の ケアプラン検証	高齢者向け住まい等対策の ケアプラン点検
法令上等の 根拠	◆ ケアマネ基準省令	◆ 自治体に対する指導徹底の通知 (介護保険適正化事業の一環)
抽出対象の ケアマネ事 業所の要件	①区分支給限度基準額の利用割合が 7割以上 ②その利用サービスの6割以上が訪問 介護が大部分を占める	◆ 市町村ごとに設定。 ◆ 要件設定項目は以下のとおり。 ①区分支給限度基準額の利用割合 ②利用サービス種類(注)とその利用割合 (注)区分支給限度管理対象サービスは全て選択可 だが、組合せは2つまで。 ※ 帳票上、各ケアプランの利用者について、要介護 認定時の居住地が高齢者向け住まい等であるか どうかを確認する
検証・点検 対象の ケアプランの 指定	◆ 要件①・②に該当するケアプランの うち、市町村が介護度別に1件ずつ 以上を指定し、届出を依頼	◆ 要件①・②に該当するケアプランの うち、提出すべきケアプランを市町村 が指定し、提出を依頼 (指定方法は、左記等を参照)
ケアプランの 検証・点検の 方法	◆ 地域ケア会議や、行政職員やリハビリ テーション専門職が参加する形で行う 会議等で検証	◆ 市町村におけるケアプラン点検 (地域ケア会議等での検証も可)
検証・点検 結果の反映	◆ 検証・点検結果を踏まえ、対象のケアプランを中心に、事業所内において同様・ 類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討 ※ ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要があり、ケアプランの変更を強制することは できないため、介護支援専門員や市町村は本人に十分説明をする必要	

〈参考〉居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証と高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検のポイント